

スーパー定期貯金規定（複利型）

1.（貯金の支払時期）

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日 （満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日） に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。

なお、この貯金は、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上の金額で一部支払いできます。

2. ～ 3.（省略）

4.（貯金の解約、書替継続）

（1）～（3）（省略）

（4）自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日 （満期日が休日の場合は翌営業日） に元金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

（5）（省略）

5. ～ 15.（省略）

以上
（2024年4月1日現在）

スーパー定期貯金規定（複利型）

1.（貯金の支払時期）

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日 （追加） に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。

なお、この貯金は、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上の金額で一部支払いできます。

2. ～ 3.（省略）

4.（貯金の解約、書替継続）

（1）～（3）（省略）

（4）自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日 （追加） に元金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

（5）（省略）

5. ～ 15.（省略）

以上
（2022年4月1日現在）